

国税庁報告資料

平成28年 8 月31日

国税庁課税部酒税課

国税庁における酒類の表示の適正化に関する取組

- 国税当局においては、酒類製造業者に対して、酒税の保全の観点から酒類の容器等への表示事項（アルコール分、税率の適用区分など）及び酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するための表示事項（清酒の製法品質に関する表示や未成年者の飲酒防止に関する表示など）の確認調査（表示事項確認調査）を実施している。
- また、消費者が安心して酒類を購入できるように、市場に流通している酒類を小売販売場から買い上げ、表示事項の確認や成分等の理化学分析等を調査（市販酒買上げ調査）しており、酒類の表示に疑義が認められた場合には、酒類製造者に対する表示事項確認調査を実施するなどにより表示の適正化に取り組んでいる。

（参 考）

【酒類製造業者に対する表示事項確認調査実施件数】

（単位：件）

事務年度 (7月1日～6月30日)	25年度	26年度	27年度
調査実施件数	864	831	975

【市販酒類買上げ調査件数】

（単位：件）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度
調査件数	3,058	2,966	2,815

酒類の表示例

(表示を必要とする根拠)

- ※1：酒類業組合法令8条の3
- ※2：清酒の製法品質表示基準
- ※3：未成年者の飲酒防止に関する表示基準
- ※4：酒類における有機等の表示基準
- ※5：食品表示基準
- ※6：米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

